



cutting through complexity

「スタッフの提案は、多くの市場関係者の懸念に応えるとともに、プロジェクトの終了に寄与した可能性がある」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS 保険リーダー
Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2015年3月に行われたIASBの保険契約プロジェクトの教育セッションにおける議論を取り上げています。

ハイライト

IASBは、有配当契約に対応するために、一般的な保険契約の測定モデルを修正する必要があるか否か、またどのような状況において修正が必要となるかについて、検討を続けている。今月の会議は、前回の教育セッションで特定された以下の主要な論点を議論するための教育セッションであったため、IASBスタッフが何らかの決定を求めるものではなかった。

- 裏付資産に対する企業持分の変動を反映するために、契約上のサービス・マージンは調整(アンロック)すべきか。アンロックする場合、どのように、またどのような契約に対して行うのか。
- 契約上のサービス・マージンは当期純利益においてどのように認識すべきか。
- 当期純利益(または、容認される場合は、その他の包括利益(OCI))に表示すべき利息費用はどのように決定すべきか。

今回の会議では、2014年11月に開催された欧州CFOフォーラムにおいて提案された「[代替案](#)」のフォロー・アップも行われた。このニュースレターでは、上記のそれぞれの論点について、スタッフの提案及びボード・メンバーとの議論を要約し、欧州CFOフォーラムにおける代替案との主要な相違点を説明する。

今後のスケジュール

IASBは、今後数ヶ月にわたりこれらの審議を継続する予定である。現時点では、再審議は2015年中に完了し、最終基準書が2016年初めに公表されると考えられる。

契約上のサービス・マージンの会計処理

裏付資産に対する企業持分の変動を反映するために、契約上のサービス・マージンをアンロックすべきか。アンロックする場合、どのように、またどのような契約に対して行うのか。

契約上のサービス・マージンのアンロック

論点

有配当契約について、裏付資産に対する企業持分を忠実に反映するためには、IASBの一般的な保険契約の測定モデルを修正しなければならない可能性がある。

この懸念についてさらに調査するために、IASBスタッフは、裏付資産に対する企業持分について、以下のとおり考えられる2つの見解を識別した。

見解	説明
A	企業は、保険サービスを提供することの対価として変動額の報酬を獲得するとみなされる(すなわち、保険契約により、裏付資産の価値に等しい金額から変動額のサービス報酬を控除した金額を保険契約者に支払う義務が生じる)。
B	企業は、裏付資産から得られる経済的リターンを共有するとみなされる。

IASBスタッフの提案

次の表は、IASBスタッフが分析した論点と提案をまとめたものである。

論点	見解A	見解B
裏付資産に対する企業持分の変動を反映するために、契約上のサービス・マージンをアンロックすべきか？ 詳細は Agenda Paper 2A を参照。	アンロックすべきである。企業が受け取るすべての便益は、保険契約者に代わって裏付資産を保有する結果としてのみ生じる。 企業の財務諸表には投資リターンの純額(すなわち、投資成果と保険契約者に支払いを約束した金額の差額)を報告する。	アンロックすべきではない。企業の収益は、投資成果とその投資成果から保険契約者に支払う金額の差額から生じる。 企業の投資ポートフォリオは、企業が自ら所有し管理している単独の投資と同様の方法で会計処理される。
アンロックする場合、どのように行うのか？ 詳細は Agenda Paper 2B を参照。	当初認識時における履行キャッシュフロー及び契約上のサービス・マージンに関する一般的な測定アプローチの修正は不要である。 当初認識後、契約上のサービス・マージンを以下の変動についてアンロックする。 ・サービスに対する見積変動報酬(純額) ・保証コストの見積現在価値	当初認識後について、契約上のサービス・マージンに関する一般的な測定アプローチの修正は不要である。
	契約上のサービス・マージン、及び、その計上利息に係る調整額の現在価値を計算するために使用するものは現在の金利である。	

適用要件

契約上のサービス・マージンをアンロックすることによって、当初認識後の会計上の結果が相違してしまう可能性があるため、IASBスタッフは適用するための要件についても提案した。以下の3つの要件を満たす場合は、見解Aが適切となる。

- 契約上、保険契約者は明確に特定された裏付資産のプールに関与することが明記されている。
- 企業は、裏付資産の変動によって、契約から生じるキャッシュフローの重要な部分 (substantial proportion) が変動することを見込んでいる。
- 企業は、保険契約者が、裏付資産からのリターンの重要な割合 (substantial share) の金額を受け取ると見込んでいる。

当初認識後の適用要件の再評価は求められない。また、一部のユニバーサル・ライフ契約を除く多くの有配当契約 (例: ユニット・リンク型、欧州の90-10契約 (訳者注: 裏付資産のリターンを保険契約者90%: 保険会社10%でシェアする保険契約)、インデックス連動型の契約) は、適用要件を満たすことが予想される、とIASBスタッフは指摘している。

IASBの議論

一部のIASBメンバーは見解Aのメリットを認めていた。ただし、以下の内容を含む懸念も示された。

- オプションや保証が保険契約から区分処理されない (例: 最低利率保証) 場合、
 - 経済的ミスマッチは、当期純利益に認識されるのではなく、契約上のサービス・マージンに反映されることになる。
 - これらのエクスポージャーをヘッジしている企業は、デリバティブの公正価値の変動が当期純利益に認識されることにより、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。
- 「重要な割合 (substantial proportion)」及び「重要な部分 (substantial share)」という用語によって、要件を適用するために要する判断が増え、また、比較可能性が失われることになる。

2人のボード・メンバーは、有配当契約を除く契約について再検討する中で、契約上のサービス・マージンに係る調整額の現在価値を計算するため、また、契約上のサービス・マージンに係る計上利息を計算するために、現在の金利を用いるという提案を検討するようIASBスタッフに提言した。

欧州CFOフォーラムにおける代替案との比較

IASBスタッフが提案したアプローチは、欧州CFOフォーラムが提案した代替案に類似しているが、以下の点で異なっている。

- IASBスタッフの提案は、欧州CFOフォーラムの提案よりも、対象範囲が狭い (例: IASBスタッフの適用要件は、一部のユニバーサル・ライフ契約を除外する可能性がある)。
- IASBスタッフの提案は、契約で規定された、保険契約者に対する支払いが約束されている裏付資産のキャッシュフローについてのみ契約上のサービス・マージンをアンロックするが、欧州CFOフォーラムの提案は企業が有する特定項目からの将来予想分配額についてもアンロックする。

契約上のサービス・マージンは当期純利益においてどのように認識すべきか？

契約上のサービス・マージンの当期純利益における認識

論点

すべての保険契約は保険カバーを提供する。したがって、IASBスタッフは、保険カバーの提供方法に関するIASBの結論(すなわち、保険カバーは時の経過に基づき提供され、保有契約数の推移予想により変動する)は有配当契約に対しても同様に適用されると考えている。

ただし、有配当契約の多くは保険カバーに加えて、投資関連サービスも提供する。このため、契約上のサービス・マージンを当期純利益に認識する適切な方法について疑問が生じる。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、見解A(前述)のみが、投資関連サービスと保険カバーの両方を考慮していると考えている。

保険契約に基づいて提供されるサービスの移転を反映する規則的な方法で契約上のサービス・マージンを当期純利益に認識すべきである、という原則を適用する場合、以下の疑問が生じる。

疑問点	IASBスタッフの見解
投資関連サービスの提供パターンはどのようなものか？	以下の組み合わせに基づくこととみなすことができる。 <ul style="list-style-type: none">時の経過管理対象資産(または裏付資産)残高
2つ以上のサービスが提供される場合、契約上のサービス・マージンはどのように認識されるべきか？	IASBスタッフは複数または単一(例:主たるキャッシュ・フロー)のドライバーを使用することのメリットとデメリットをまとめ、IASBに方向性を確認した。

詳細は、[Agenda Paper 2C](#)を参照。

IASBの議論

IASBメンバーは、契約上のサービス・マージンの当期純利益への認識方法(例:異なるサービス提供パターンを持つ高度に相互関連している複数のサービスを、契約上のサービス・マージン全体の配分パターンに反映する方法、または、主たるキャッシュ・フローによるアプローチを選択した場合は、時の経過による変化に対応する方法)を規定することの難しさを認識している。

一部のIASBメンバーは、単一のドライバー(例:主たるキャッシュ・フロー)を用いること、また、時の経過に基づいて契約上のサービス・マージンを認識することによる単純さや理解可能性に納得していた様子であったが、少なくとも1人は、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づいて認識されるよりも契約期間の早い段階で収益が認識されることになると、アプローチに対する“違和感(uncomfortable)”を示した。

欧州CFOフォーラムにおける代替案との比較

契約上のサービス・マージンは保険契約に基づき提供される残りのサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって当期純利益に認識するというIASBの原則は、欧州CFOフォーラムにおいて同意された。ただし、フォーラムの代替案は一貫して原則主義のアプローチを維持しているものの、IASBは原則の適用方法について詳細なガイダンスを提供する必要があると考えている。

利息費用の決定

企業は、当期純利益（または、容認される場合は、OCI）に表示すべき利息費用をどのように決定すべきか。

割引率の変更による影響を表示するためのOCIの使用

論点

有配当契約を除く契約について、契約開始時にロックインされたレートを使用して計算された利息費用を当期純利益に表示するという会計方針の選択を、IASBは容認している。当期純利益に認識された利息費用（例：ロックインされたレート）と貸借対照表上の測定と整合する利息費用との差額は、OCIで認識される（OCIアプローチ）。代わりに、企業は割引率の変更による影響を当期純利益に表示することを選択することが容認される。

有配当契約については、OCIアプローチを容認するかまたは義務付けるか、また、その場合は、当期純利益またはOCIに表示すべき利息費用をどのように決めるかに関し、IASBは未だ決定していない。

IASBスタッフの提案

IASBが有配当契約についてOCIアプローチを容認する、または義務付けると決定した場合、スタッフは次のアプローチを提案した。

アプローチ	適用要件
実効利回りアプローチ	裏付資産のリターンに応じて変動する契約上のキャッシュフローが、保険期間にわたる保険契約者の総利益のかなりの部分である。
当期簿価利回りアプローチ	企業は： <ul style="list-style-type: none">裏付資産の価値に等しい金額から変動額のサービス報酬を控除した金額を保険契約者に支払う義務を負い（すなわち、契約上のサービス・マージンをアンロックする要件が満たされている）、かつ、選択または義務により裏付資産を保有している。

IASBスタッフは、IASBが実効利回りアプローチを採用した場合は、2014年9月に議論された2つのバージョン、「一定利回り法」及び「予定保証利回り法」（IFRS News letter: Insurance、[Issue 43](#)を参照）、並びにそれらのバージョンの変更案について、詳細に検討が必要になるとしている。

IASBの決定

IASBスタッフの提案はおおむね支持されたが、1人のボード・メンバーは、保険契約が反映する投資リターンは利得となる可能性がある（すなわち、裏付資産から損失が生じている場合）ため、「利息費用」という用語が適切なのか疑問を呈した。

欧州CFOフォーラムにおける代替案との比較

IASBスタッフによって提案された当期簿価利回りアプローチは資産利回りではなく、裏付資産について当期純利益に報告された金額を反映するアプローチであるが、CFOフォーラムの代替案がもたらす結果は類似する可能性がある。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年3月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険ニュースレター (IFRS – Insurance Newsletter) は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。